

茨城県農業信用基金協会

[法人の概要]

平成28年7月1日現在

代表者名	会長理事 加倉井 豊邦(非常勤)	県所管部課	農林水産部農業経営課	
所在地	水戸市梅香一丁目1番4号	電話番号	029-232-2288	
ホームページURL	http://www.afa-ibaraki.jp/	E-mailアドレス	ibanoshinki@ib-ja.or.jp	
資本金(基本財産)	4,535,830	千円	設立年月日	昭和37年2月5日
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額(千円)	出資比率
	1	茨城県信用農業協同組合連合会	731,820	16.1%
	2	茨城県	694,980	15.3%
	3	常陸農業協同組合	546,260	12.0%
	4	北つくば農業協同組合	254,500	5.6%
	5	全国農業協同組合連合会	206,660	4.6%
その他	市町村等	2,101,610	46.3%	
設立的目的	昭和36年に制定公布された「農業基本法」に基づき「農業近代化資金助成法」が制定され、農業近代化資金の貸付に対する信用補完を図り、融資の円滑化を図ることを目的に協会が設立された。その後、農業信用保険制度の創立(昭和41年)、幾度かの制度の改正・整備により、政策資金、各種資金の保証を行い今日まで信用補完機関としてその役割を果たしている。なお、県の出資に関しては、農業近代化資金の施策の一環(行政支援)として出資を受け(設立当初16,650千円)、その後制度の拡充・拡大にともない現在に至っている。さらには、平成14年度から担い手向け制度資金の再構築を行う中で、機関保証の充実を図ることとして基金協会の財務基盤を強化するため特別準備金が創立された。			

[事業の概要]

(単位:千円)

事業名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	内 容	
事業1	保証業務	492,547	358,555	311,117	会員たる農業者等が農業近代化資金、農業改良資金のほか、農業者等の事業または生活に必要な資金を借り入れることにより、融資機関に対して負担する債務の保証と付帯する業務。
	全体事業に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
事業2	促進業務	66	73	87	農業経営基盤強化促進法の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な農業経営改善促進資金を貸付する融資機関に対する低利融資のための原資供給(低利預託基金)の取扱業務であり、事業費は、(独)信用基金への支払利息および融資機関への推進費用。
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
事業3					
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
その他事業	事業1~3以外	0	0	0	
	全体事業に占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	
全体事業		492,614	358,628	311,204	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

< 茨城県農業信用基金協会 から県民のみなさまへ >

農業者等の皆様に必要とする資金が円滑に融通されるよう、これからも健全経営を維持しながら、信頼される保証機関としてその役割を十分に果たし、農業経営の向上と本県農業の発展に貢献してまいります。

平成29年2月 会長理事 加倉井 豊邦

[経営状況] 茨城県農業信用基金協会 (単位:千円)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減数	増減理由
正味財産増減計算書	経常収益	657,826	534,732	513,297	△ 21,435	
	基本財産運用益	351,210	332,719	321,224	△ 11,495	保証料収入の減少
	事業収益	208,130	108,391	111,377	2,986	
	受取補助金等	2,004	5,731	2,470	△ 3,261	
	その他収益	96,481	87,891	78,226	△ 9,665	
	経常費用	492,614	358,628	311,204	△ 47,424	
	事業費	341,000	186,436	138,612	△ 47,824	支払準備金及び損失引当金繰入の減少
	管理費	151,614	172,192	172,592	400	
	うち役員人件費	10,078	11,871	14,227	2,356	
	うち職員人件費	103,173	111,754	104,698	△ 7,056	
	評価損益等	0	0	0	0	
	経常増減額	165,212	176,104	202,093	25,989	
	経常外収益	1,215	13,715	10,124	△ 3,591	
	経常外費用	87	111	276	165	
経常外増減額	1,128	13,604	9,848	△ 3,756		
法人税・住民税・事業税	0	0	0	0		
一般正味財産増減額	166,340	189,708	211,941	22,233		
指定正味財産増減額	66,610	21,500	550	△ 20,950		
正味財産期末残高	6,574,381	6,785,589	6,998,080	212,491		
貸借対照表	資産合計	12,399,999	12,339,600	12,183,797	△ 155,803	
	流動資産	5,568,421	5,909,812	6,067,195	157,383	定期預金の増額
	固定資産	6,831,579	6,429,788	6,116,602	△ 313,186	有価証券購入額の減額
	負債合計	5,825,618	5,554,011	5,185,717	△ 368,294	
	流動負債	2,187,128	1,754,736	2,003,386	248,650	
	うち短期借入金	484,990	179,420	467,850	288,430	
	固定負債	3,638,490	3,799,275	3,182,331	△ 616,944	長期借入金の減少
	うち長期借入金	179,420	467,850	102,570	△ 365,280	
正味財産合計	6,574,381	6,785,589	6,998,080	212,491		
基本財産充当額	6,574,381	6,785,589	6,998,080	212,491	繰入金及び準備金の増加	
県財政関与状況	補助金	2,004	5,731	2,470	△ 3,261	特別準備金
	委託料	0	0	0	0	
	貸付金	0	0	0	0	
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	0	0	0	0	
	合計	2,004	5,731	2,470	△ 3,261	
	財政的関与の割合(%)	0.3%	1.1%	0.5%	△ 0.6	
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
	借入金残高(期末)	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0		

主要経営指標	算式等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減P	備考
公益目的事業比率	認定法第15条に定める率					
管理費比率	管理費/経常費用	30.8%	48.0%	55.5%	7.4	
人件費比率	人件費/経常費用	23.0%	34.5%	38.2%	3.7	
自己収益比率	自己収益額/経常収益	46.3%	36.7%	36.9%	0.2	
流動比率	流動資産/流動負債	254.6%	336.8%	302.8%	△ 33.9	
借入金比率	借入金残高/負債・正味財産合計	5.4%	5.2%	4.7%	△ 0.6	

[組織]

7月1日現在の人数		平成26年		平成27年			平成28年			増減数	増減理由	
		県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB			
役員	常勤理事・監事	1	0	1	0	0	1	0	0	0		
	非常勤理事・監事	11	0	13	2	1	12	2	1	△ 1		
	計	12	0	14	2	1	13	2	1	△ 1		
職員	管理職	8	0	7	0	0	7	0	0	0		
	一般職	10	0	10	0	0	10	0	0	0		
	嘱託・臨時職員等	3	0	2	0	0	2	0	0	0		
	計	21	0	19	0	0	19	0	0	0		
当期	プロパー職員平均勤続年数	13.0年	常勤職員(嘱託・臨時職員を除く)の年齢構成						平均年齢		常勤役員平均報酬(年額)	
			~20代	30代	40代	50代	60代	合計	42.4歳	1名のため個人情報となる報酬は非公開 千円		
										プロパー職員平均給与(年額)		
										5,876.6千円		

[評点集計]

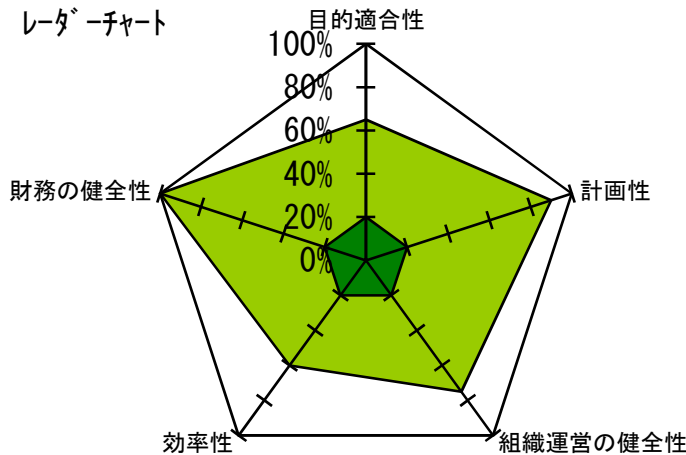
評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
目的適合性	9	13	20	65%
計画性	8	18	20	90%
組織運営健全性	10	15	20	75%
効率性	11	12	20	60%
財務健全性	9	17	17	100%
合計	47	75	97	77%

警戒指標

《評価の視点》

目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
組織運営健全性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか
財務健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか

経営評価
レーダーチャート



[法人の自己評価（経営概況、経営上の課題・対策等）]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
<p>自然災害リスクに対応し、災害資金の保証を行い、引き続き被害農家の生活維持、災害復旧・復興に努めた。また、代位弁済についても、災害支援を考慮しつつも、代位弁済が適当である案件については迅速にかつ適正代位弁済に努めた。</p>	<p>平成28年度からの新中期総合3か年計画を策定するとともに、新事業年度の計画を策定した。期中に於いては、月次・四半期・半期毎に計画を検討し計画達成に向けた対応策を実施した。</p>	<p>平成17年4月の個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報取扱規程等による情報の保護とホームページ更新による情報公開に努めた。さらに、内部監査規程に基づき、内部監査を行い業務運営の適正化を図った。</p>	<p>農協からの研修生を受け入れて審査能力の向上を図り、保証申込方法の見直し等により保証審査の迅速化・効率化に努めている。また、業務に必要な知識習得のため、研修会・通信教育の受講等により職員の資質向上に努めている。</p>	<p>保証債務については、全国機関への保険・再保証を行いリスクの分散を図った。諸引当金については、会計基準に基づき全額引当を実施した。経営対策委員会を設置し弁済能力比率を定めた早期是正措置自主基準を制定し、運用している。</p>
<p>今後の事業展開の方向</p> <p>本会を取り巻く諸情勢、農業信用保証保険制度の目的等を踏まえ、引き続き会員の負託に応じて、農業者等に対する信用補完機関としての機能を十分に発揮し、本県農業の振興に寄与するとともに、健全な業務運営を堅持するため「保証基盤の充実」と「経営基盤の強化」及び「信頼性の確保」を基本方針として、債務保証事業等の推進と目標の達成に努めます。</p>				

[法人担当課の意見]

目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
当該団体は、農業信用保証保険法に基づき昭和37年に設立されて以来、同法上の目的に適った業務を行っている。	経営基本方針、中期経営計画、年次計画とも策定のうえ数値目標を設定し、分析も定期的に実施するなど具体的な改善策を講じている。(現在の中期計画は平成28年度～平成30年度)	経営上の重要な意思決定は理事会で決議され、事業内容はホームページで公開するなど組織は適正に運営されている。また、公認会計士による外部監査を実施するなど健全な組織運営に努めている。	業務に必要な知識習得のため研修会や通信教育の受講、関連資格の受験などにより職員の資質向上を図るとともに、平成26年度から申込方法を見直し保証審査の迅速化を図るなど、事務処理の効率化に努めている。	当該団体の当期利益は、前年度実績を上回る黒字となっており、また、健全性の自主基準である弁済能力比率も目標値(500パーセント)を達成(953.7パーセント)しているなど、健全に運営されている。
<p>法人担当課の意見</p> <p>当該団体の当期利益は、平成26年度実績を上回る黒字となっており、また、健全性の自主基準である弁済能力比率も目標値を達成しているなど、健全に運営されている。</p>				

[経営目標]

区分	指標名	単位	H25実績	H26実績	H27目標値	H27実績	達成度(%)	H28目標値	
経営目標	事業成果	1 保証実残高	億円	1,183	1,118	1,118	1,099	98.3%	1,109
		2 求償権回収元本	百万円	269	183	270	278	100.0%	265
	健全性	1 弁済能力比率	%	869.5	895.7	500.0	953.7	100.0%	500.0
		2 経常利益	百万円	165	176	65	202	100.0%	69
	効率性	1 職員1人当たりの債務保証実残高	億円	65	65	62	64	100.0%	65
		2 職員1人当たりの求償権回収元本	百万円	14	10	13	16	100.0%	15
平均目標達成度							99.7%		

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	大いに改善を要する	
総合的所見等	<p>適正な保証審査の実施や代位弁済の適正化、平成27年度から取り組んだ求償権回収体制の強化により、財務基盤の充実に取り組み、高い弁済能力比率(平成27年度末953.7パーセント)を維持するなど、引き続き健全な事業運営にあたられたい。</p> <p>また、平成27年度の新規保証については、引受額が138億38百万円(前期比40.1パーセント増)と増加したところであるが、保証残高及び求償権残高における住宅ローンの割合が高い状況が見られる。保証残高は減少している中において、茨城県の農業近代化や生産性向上に結びつく更なる新規保証の引受額増加に向け取り組まれたい。</p>				
総合的所見等に係る対応	<p>農業者が経営改善・維持等に必要とする資金の円滑な融通を図るため、適正な債務保証の引き受けに努めるとともに、代位弁済執行の適正化や求償権の管理回収の強化などにより、引き続き健全な事業運営を図っていくよう指導していく。</p> <p>また、農業近代化や生産性向上に結びつく農業近代化資金をはじめとする農業制度資金については、積極的な債務保証の引受けに取り組み、保証伸長を図るよう指導していく。</p>				